

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年10月18日認可した。

令和5年10月27日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上出晴地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）梅花池地区
三豊市山本町土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）大上地区